

按分が考えられる経費の例

経費の種類	事 例	按分が必要となる場合	合理的な区分ができない場合の 按分率の上限の設定例 ※1
①調査研究費	・活動に自家用車を使用した場合のガソリン代 (領収書、レシートで計上する場合)	政務活動以外でも自家用車を使用している場合	【例1】 政務活動、私的活動で使用 →政務活動費の充当は1/2
②研修費			
③要請陳情等活動費			
④会議費			
⑤事務所費	・事務所の賃借料 ・光熱水費	政務活動のための事務所と後援会事務所等の他の用途の事務所を兼ねている場合	【例2】 賃借している事務所を政務活動、後援会活動で使用 →政務活動費の充当は1/2
⑥事務費	・通信費 ・事務用品購入費		
⑦人件費	・事務職員等雇用経費	政務活動と後援会活動等の他の活動の事務職員を兼務している場合	【例3】 政務活動、後援会活動の事務職員を兼務 →政務活動費の充当は1/2
⑧広聴広報紙	・県政報告紙印刷費 ・ホームページ管理費用	紙面等に後援会活動などの記載がある場合	(記載内容の面積比率で充当率を設定)

※1 政務活動と政務活動以外の活動の使用状況が明確に区分できる場合は、実態に応じて政務活動費を充当することとしている。